

(持家住宅間接供給)

ゆったりマイホーム制度

新築住宅の助成制度

1 本県の持家住宅施策

昭和 57 年度、良質な持家所得を推進するためにも「石川県持家住宅建設費利子補給金制度」を創設し、持家取得者の初期負担を軽減するため、民間住宅ローン(その後、住宅金融公庫融資に切替え)の利子補給を当初 3 年または 5 年間利子補給をしてきた。

しかし、事務の合理化及び良質な住宅供給の意味合いを重視するため、平成 8 年度より利子補給制度から一括して 30 万円補助する「石川県ゆったりマイホーム建設費補助金制度」に切替えた。

2 ゆったりマイホーム建設費補助金制度

(1) ゆったりマイホーム建設費補助金制度とは金融機関から融資を受け、ケース ~ のいずれかに該当する新築住宅を建設・購入する者に 30 万円補助する制度。

ケース : 民間金融機関から融資を受ける場合

次の条件を全て満たすもの。

- 金融機関から 350 万円以上の融資を受け、以下のいずれかの性能表示住宅であること
 - ・ 高齢者の配慮に関すること等級 4 以上 + 温熱環境に関すること等級 3 以上
 - ・ 高齢者の配慮に関すること等級 2 以上 + 省エネの軽減に関すること等級 2 以上
- 第三者が保証する性能保証住宅であること
- 一定の収入以下であること
- 他の住宅建設に係る助成を受けていないこと

ケース : 住宅金融公庫から融資を受ける場合

次の条件を全て満たすもの。

- 公庫から次のいずれかの割増融資および特別加算を 30 万円以上受けること
 - ・ 長寿社会対応住宅 + 高齢者等同居住宅
 - ・ 長寿社会対応住宅 + 環境共生住宅
 - ・ 特別加算工事住宅 (工事を伴わないものを除く)
 - ・ 長寿社会対応住宅 + 長期耐用住宅
 - ・ 特別加算工事住宅 (工事を伴わないものを除く)
- ケース の 2 から 4 の条件を満たすこと

ケース : 年金資金運用基金から融資を受けた場合

年金パリアフリー住宅融資(借入申込受付は H17.1 で終了)を受け、ケース の 2 から 4 の条件を満たすもの

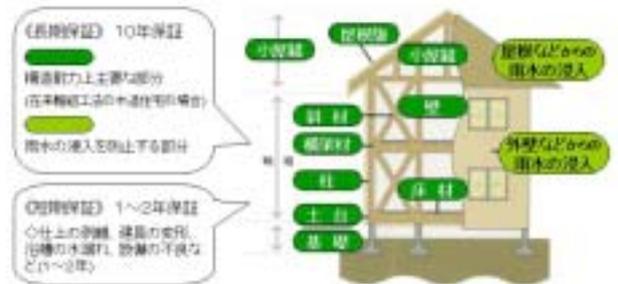
(2) 性能表示住宅とは

性能表示住宅とは平成 12 年度に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、性能表示制度(任意)を活用した住宅である。パリアフリー、省エネ、耐震性能等の 9 項目の性能について、設計・施工を通して評価を受けることになり、特に、次のようなメリットが掲げられる。

- ・ 第三者機関による検査・評価を受けるため安心
- ・ 紛争が生じた場合も、安価で迅速な紛争処理が受けられる
- ・ 資産価値への反映が期待できる
- ・ 住宅ローンの金利や地震保険料などで優遇
- ・ 他の評価住宅と相互に比較が出来る

(3) 性能保証住宅とは

構造耐力上主要な部分等について、住宅事業者が倒産した時も含め、最長 10 年間の保証が付いた住宅(図(1))。性能表示住宅が、建設時点の住宅の性能を評価しているのに対して、性能保証住宅は、建設後に瑕疵等が生じた場合等に保証をおこなう。



図(1) 性能保証住宅の保証内容

(4) 申込時期・窓口

住宅完成後、金銭消費貸借に基づく抵当権設定をした日から 2 ヶ月以内に、県内の取扱金融機関に申込む。

平成 18 年 4 月 1 日より融資条件が変更されました。

